

平成29年度 第6回 佐治地域振興会議

日 時:平成30年1月25日(木) 14:00～

場 所:佐治町総合支所2階第1会議室

— 次 第 —

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協議・報告事項

- (1) 鳥取県星空保全条例の推進について
- (2) 佐治町新市域振興ビジョン推進計画について
- (3) 防災行政無線のデジタル化について
- (4) その他

4. 閉 会

佐治地域振興会議委員名簿

(任期：平成29年4月1日～平成31年3月31日)

		氏 名	区分	備 考
会長	継	上田 喜清	1号	佐治町自治連合会会長
副会長	継	杉本 淑子	3号	公募
	新	福安 修	1号	佐治町まちづくり協議会副会長
	継	栗谷 幹雄	2号	JA 鳥取いなば佐治支店果実部長
	継	岡村 裕司	2号	因州和紙同業会会員
	新	小林 穂奈美	2号	佐治町青年団員
	新	上田 ゆかり	2号	佐治町連合婦人会役員
	新	西尾 寛茂	2号	佐治町支部老人クラブ会長
	新	竹内 むつ子	2号	小規模多機能居宅事業運営委員
	新	岸田 みち代	2号	千代南中学校保護者会会員
	新	阿久津 奈穂子	3号	公募
	継	福安 道則	3号	公募

＊ 選出区分

- 1号委員 自治会、まちづくり協議会等の役員の職にある人
- 2号委員 学識経験を有する人
- 3号委員 公募により選任された人

佐 治 町 総 合 支 所	
支所長	西尾 彰仁
副支所長兼地域振興課長	竹本 康宏
産業建設課長	川西 仁志
市民福祉課長	徳永 努
地域振興課課長補佐	青木 正弘

鳥取県星空保全条例の概要

条例前文（背景・目的）

鳥取県は、鳥取市さじアストロパークなどの観測拠点が星空の美しさで我が国随一とされており、全ての市町村で天の川を観測できるなど、後世まで永く伝えるべき「星空」という大切な誇るべき「宝」を有している。

しかしながら、美しい星空が見える環境は、清浄な大気と人工光の放出の少なさによってもたらされているが、全国各地で過剰な人工光により星空が失われつつあるとされている。

私たち鳥取県民は、豊かで美しい自然の象徴である星空を守る行動に立ち上がり、私たちの星空を、ふるさとの重要な景観と位置付けるとともに、観光や地域経済の振興、そして環境教育等に生かしていくこととし、鳥取県の美しい星空が見える環境を県民の貴重な財産として保全し、次世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

1 県下全域で取り組む内容

○広範囲に光の影響が及ぶ可能性があるサーチライト等投光器やレーザーについて、その使い方について制限を設ける(第7条)。

⇒物を照らす目的以外での使用を禁止。

但し、人命救助や犯罪捜査、1日を超えない期間の催物など
条例に定める要件に該当するものには適用しない。



サーチライト(投光器の一種)…全県で規制

○県民・事業者の皆様は、美しい星空を守る意識を高めていただくよう、光害の知識の普及を図る(第18条)。

○県は星空を活用した環境教育のための機会や必要な情報の提供に努める(第19条)。

2 特定の地域で優れた景観を保全し、活用していくための措置

○特に、特に美しい星空を見ることができ、その環境を活用して地域活性化を図っているような地域を、市町村と協議の上、「星空保全地域」として指定し以下のような取組を行う(第9条)。

※市町村から県に対する要請を受けた地域指定も可能とする(第10条)。

【星空保全区域内での取組】

(1) 地域内から生じる光を適正に保つため、屋外照明の使い方に基準を設ける(第11条)。

※基準は環境省が策定しているガイドラインに基づき基本項目を規則で定める

※市町村の意見により基準の追加も可能とする。地域ごとの基準は、市町村・審議会の意見広告縦覧の後、周知期間をおいて適用する。

※現に設置・使用されている照明には適用しない。

(2) 基準に適合させるための照明器具の更新や改修について支援する(第15条)。

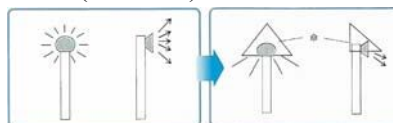
(3) 星空観察会や関連イベントの開催等、星空を活用した地域活性化の取組を支援する(第16条)。

(4) 星空が見やすい環境が保たれているか毎年夜空の状況を観察し公表する(第17条)。

■ 星空保全地域: サーチライト等投光器やレーザー光への規制

+ 屋外照明器具への規制、光害防止対策支援、地域振興策への支援など

■ その他地域: サーチライト等投光器やレーザー光への規制



星空保全地域内の照明基準の例



星空観察会・関連イベントのイメージ



3 罰則について(第22条)

投光器等の使用制限(第7条)や星空照明基準遵守義務(第12条)への違反に対する罰則は、段階的な措置を経た後適用される(勧告⇒(審議会意見聴取)⇒命令⇒罰則(5万円以下の過料)) (第8条、第14条)。

★鳥取県の美しい星空を守るために★

2018年1月25日 佐治地域振興会議

鳥取県星空保全条例について

鳥取県は星取県になりました

C A T C H the STAR

星 空 M A P

鳥取県生活環境部水・大気環境課



★鳥取県の美しい星空を守るために★



【条例制定の背景】

日本一の星空を持つ鳥取県

「全国星空継続観察（スターウォッチング）」（主催：環境省等）の定点観測にて、

「**夜空の暗さ**」で**何度も1位に輝く★**

定点観測でさじアストロパークが1位の年（H17～27）

夏期（3回）	H22、H23、H25
冬期（7回）	H17、H20、H22、H23、H24、H25、H27



さじアストロパークの星空

その理由は次の2点による。

- ①大気が綺麗で清浄
- ②夜空への人工光が少なく「暗い夜空」であること

一方、全国的には人工光等（光害）で星は見えにくい。原因の一つとして、大気の保全是、既存法令（大気汚染防止法等）で、規制可能だが、**暗い夜空の保全に関しては既存法令で対策が講じられていないことがある。**



条例化へ

美しい星空が見える良好な環境保全のため、県民生活や事業活動への影響に配慮しつつ必要な規制をして、この星空環境を観光や地域振興・環境教育に生かし、県民の貴重な財産として保全し、次世代に引き継ぐ！！

★鳥取県の美しい星空を守るために★



環境省の紹介：鳥取県佐治村では、平成8年3月（1996年3月）、光害の未然防止を目的として、「佐治村の美しい自然と夜空を守る宣言」を村議会で決議した。また、合併後は自治連合会の宣言として、今に続いている。

佐治村の美しい自然と夜空を守る宣言

佐治村は、美しい佐治川と類希（たぐいまれ）な美しい星空がある。美しい佐治川は、豊かな水に恵まれ、村内に美しい自然環境を育成してきた。その流れは、銘石「佐治川石」を産み、また特産の「佐治和紙」や「梨」を産んできた。この美しい自然環境に加えて、天然の美しい星空が夜の世界を演出してくれている。

銘石一つにしても、また特産の和紙や梨にしても、先人の環境に融和した生活が残してくれた最大の遺産と考えられる。さらには、村民を挙げて取り組んだアストロパークにしても類希な星空があつてこそ、将来にわたって最高の成果をもたらしただけである。

この恵み豊かな自然環境は、何物にも代えがたい天与の恩恵であつて、この環境を将来に向けて保持することは、我々村民に負わされた大きな責務と考えなくてはならない。

世間ではいま、環境問題が最大の関心事としてクローズアップされてきた。中でも、特に「光の及ぼす影響・光害」が大きな問題として取り上げられようとしている。「光」はそれ自体では、決して「害」にはなり得ないが、過剰な光は夜空の星の光をかき消すばかりではなく、動植物の生態系に及ぼす影響が懸念されている。また、エネルギー問題についても、将来に向かつての多くの議論がある。

豊かな自然に恵まれた地には、暖かな灯火が演出する夜こそ素晴らしい。この灯火は、適切に配慮され設置された照明に他ならない。過剰とも言える夜間の照明は、一見豊かな社会を想起させるが、一方そこで発生するであろう「環境破壊」が懸念される。

この「過剰な光こそ環境破壊である」と言う観点から、この懸念を未然に防止することを最大の目的として、ここに「佐治村の美しい自然と星空を守るよう努力する」ことを宣言する。

★鳥取県の美しい星空を守るために★



梨(なし)



和紙(わし)



話(はなし)⇒佐治谷話



石(いし)



星(ほし)

○佐治地域では、五し*の里地域協議会など
*「梨」「和紙」「話」「石」「星」5つ「し」に代表される
地域資源として捉えられている。

★美しい星空を守るために★

大山周辺、さじアストロパーク、三朝周辺、日南町等県内には星空観察の適地が多数存在！

・鳥取はきれいな大気と夜空への人口光の放出が少なく、「暗い夜空」で星がきれいに見える。

この美しい星空を観察しやすい環境を守りたい県民の想い・・・



江府町御机付近から大山方向の星空

大和ハウス工業HP（スタッフからの現地日より、2012年2月）に掲載された写真。



さじアストロパークからの夜空

★鳥取県の美しい星空を守るために★

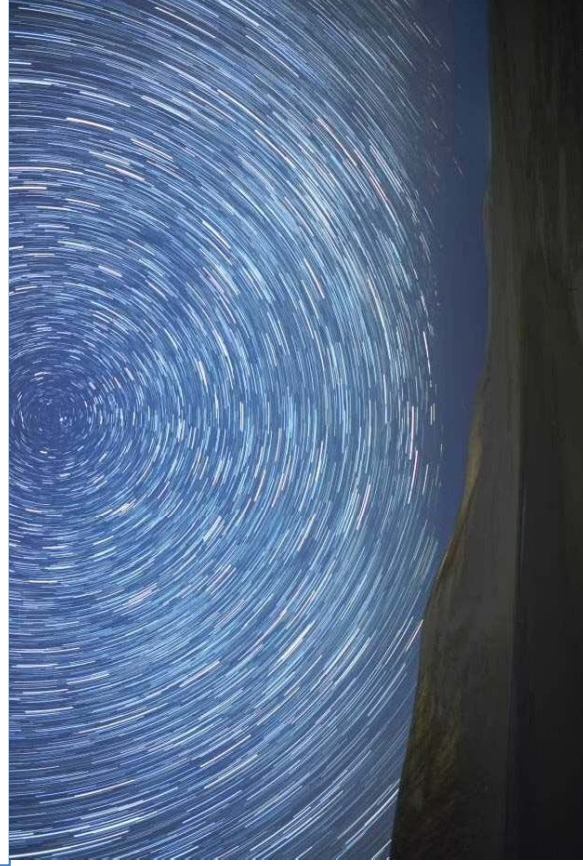


【条例前文】

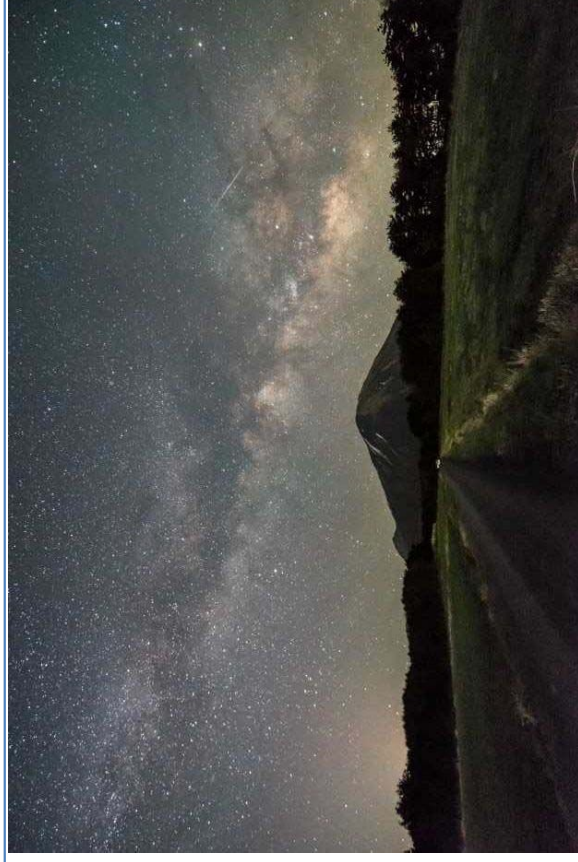
鳥取県は、鳥取市さじアストロパークなどの観測拠点が星空の美しさで我が国随一とされており、全ての市町村で天の川を観測できるなど、後世まで永く伝えるべき「星空」という大切な誇るべき「宝」を有している。

しかしながら、美しい星空が見える環境は、清浄な大気と人工光の放出の少なさによってもたらされているが、全国各地で過剰な人工光により星空が失われつつあるとされている。

私たち鳥取県民は、豊かで美しい自然の象徴である星空を守る行動に立ち上がり、私たちの星空を、ふるさとの重要な景観と位置付けるとともに、観光や地域経済の振興、そして環境教育等に生かしていくこととし、鳥取県の美しい星空が見える環境を県民の貴重な財産として保全し、次世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。



鳥取砂丘の星空



大山パイロットファームの星空

★鳥取県の美しい星空を守るために★



【条例の主なポイント】

★屋外で投光器やレーザーを、特定の対象物を照射する目的以外での使用を原則禁止。

(県内全域での広域的な光害の防止の観点)



サーチライト等投光器やレーザーの夜空に向けての照射など、特定の対象物以外の照射は条例違反になります。

★特に美しい星空が見える優れた環境を有する地域を「星空保全地域」として指定することができる。
地域内では照明の設置・使用方法等に関する基準を定めるほか、星空を活用した地域振興の推進を積極的に図る。

★美しい星空を環境教育に活用し、光害の知識の普及を図るとともに、地域・家庭・学校などでの環境教育の取組を支援する。

★鳥取県の美しい星空を守るために★



【全県規制事項のポイント】

屋外で投光器やレーザーを、特定の対象物を照射する目的以外での使用を禁止します。（条例施行 平成30年4月1日）

【適用除外】

- (1) 人の生命、身体又は財産を保護するために必要な場合
- (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他これに類する行為を行うために必要な場合
- (3) 交通の安全を確保するために必要な場合
- (4) 試験又は研究の実施のためやむを得ないと認められるとき。
- (5) 水産動植物の採捕又は養殖のために必要な場合
- (6) 1日を超えない期間の催物であって、規則で定めるところにより知事に届け出たものにおいて使用する場合（規則様式により1週間前までに知事に届け出が必要）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、法令の規定に基づく行為を行うために必要な場合

【罰則等】

- 知事は当該使用の停止その他必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。
- 正当な理由がなく当該勧告に係る措置を採らなかった場合においては、鳥取県景観審議会の意見を聴いて、当該者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。
- 命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。



サーチライト（投光器の一種）による上空への光の照射

★鳥取県の美しい星空を守るために★



サーチライト等投光器の光やレーザー光線を上空照射した場合、視認範囲が極めて広くなるとともに、広範囲に光が散乱して夜空が明るくなるため、影響が他の照明よりも遙かに大きいと考えられる。

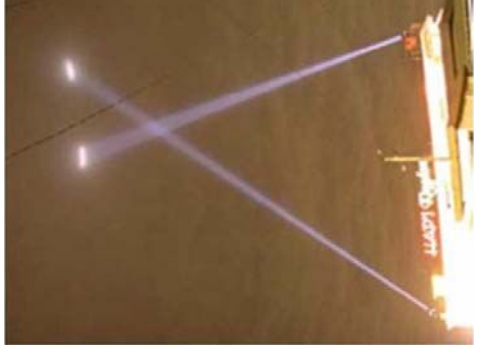
…「美しい星空が見える環境」を大きく阻害（一帯の夜空が明るくなる、景観が変貌）⇒**全県で規制。**



鳥取県内にかつてあった事例（ラブホテル）



他は県外の事例（パチンコ店、ゲームセンター等のサーチライト）



光が上空の雲に当たって散乱している



遠くからも異質な光柱が見える



山を越えて光柱が見える

★鳥取県の美しい星空を守るために★



【星空保全地域とは・・・】

優れた星空環境を有する区域のうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における星空環境を保全することが特に必要なもの。

【星空保全地域内での4つの取組】

- 1 星空保全照明基準の設定による光害対策
(**照明基準発効時点で現にあるものは適用外。今後の新設・改修時に適用する**)
- 2 上記照明基準に適合させる取り組みに対する支援措置
- 3 星空保全地域における地域振興への支援
- 4 星空が見える環境の監視と公表

【指定により期待される効果】

- 照明基準を守っていくことにより、星空がよく見える今の環境が維持されます。
- 県は美しい星空を活かした地域の振興事業を応援します。
- 環境教育の一環として行われる星空観察会などを地域内で重点的にを行います。



鳥取市さじアストロパークの星空



星空観察会・関連イベントのイメージ

★鳥取県の美しい星空を守るために★



【星空保全地域指定の概要】

【指定要領】

- ・ 指定地域については、関係市町村との協議により案を策定する。
- ・ 部分的な除外や飛び地での指定など、地形・活用状況・将来像・照明基準の基本項目を考慮した保全可能性をなど地域の実情に合わせて設定する。市町村の意見を十分に反映させる。
- ・ 指定後の変更や追加も可能。

【指定手続き】

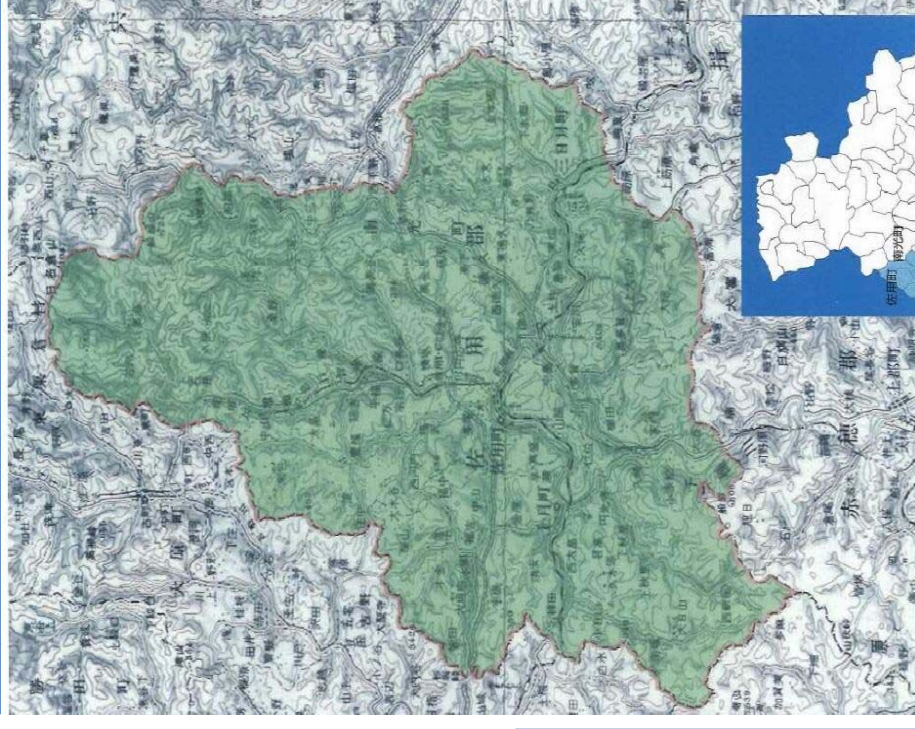
- (ケース1) 県が市町村長と協議の上指定する場合
- (ケース2) 市町村から指定の要請をする場合

予め次の段階的手続きを規定

- 1 関係市町村及び県景観審議会へ意見照会（ケース1のみ）
- 2 指定地域案の公告及び縦覧並びに住民及び利害関係人からの意見受付（2週間の縦覧期間内）
- 3 異議意見があった場合、又は広く意見を聴く必要がある場合は、公聴会を開催
- 4 区域の告示により効力を生ずる

佐用町実例

指定イメージ



★鳥取県の美しい星空を守るために★



【星空保全照明基準】

県が定める基本事項(固定基準)※県規則作業中
次の照明器具に係る位置・照射方向・輝度を
規定。
・屋外照明器具
・建築物等を照らす照明器具
・広告物照明器具

地域が定める上乗せ事項(変動基準)

指定地域市町村の保全状況・意向等により任意に追加設定できる規定。

+



関係市町村・県景観審議会への意見照会

星空保全照明基準案の公告及び縦覧並びに住民及び利害関係人からの意見受付(2週間の縦覧期間内)

告示により、星空保全照明基準の発効

【注意点】

- (1) 基準は、告示から6か月経過した時点で現に使用されているものは適用外で新設、
改修する照明に適用
- (2) 基準の変更の場合も同様の手続(意見照会→公告縦覧・意見受付→告示)
- (3) 基準違反には、勧告→命令→過料の規定あり

★鳥取県の美しい星空を守るために★



光害対策ガイドライン（環境省、2006）等で規定されている、地域特性による照明環境類型

■基本的な基準の設定方針等（案）

○星空保全地域の優れた環境を保全するために必須となる「**基本項目・基準**」と、星空保全地域として指定される地域毎に、当該地域の自然的社会的状況を踏まえて関係市町村と協議の上定める「**地域項目・基準**」とに分け、「**基本項目・基準**」は規則で定め、「**地域項目・基準**」は対象地域毎に関係市町村と協議の上定め、指定地域と合わせて告示で示す。

○「**基本基準項目**」の項目や基準値、規定の設定にあたっては、「**光害対策ガイドライン（環境省、2006）**」で示されている「**照明環境類型**」毎に設定された推奨基準や、**CIE（国際照明委員会）で示されている「環境区域」**毎に設定された許容基準（CIE、150-2003）に示される項目・値を基本に設定。

照明環境 類型	照明環境I 「あんぜん」 の照明環境	照明環境II 「あんしん」 の照明環境	照明環境III 「やすらぎ」 の照明環境	照明環境IV 「たのしみ」 の照明環境
上方光束比	0%	0～5%	0～15%	0～20%
対象 イメージ	●自然公園 	●里地・ 郊外型住宅地 	●地方都市 大都市周辺 	●都市中心部 
CIE (国際照明委員会) による 環境地域	●自然 本来暗い場所を伴 う領域:国立公園、際 立った自然景観を持 つ領域	●地方 周辺の輝度が低い 領域:一般的に市街 地及び田園地帯の外 側の領域	●郊外 周辺の輝度が中間 的な領域:一般的に 市街地	●都市 周辺の輝度が高い 領域:一般的に宅地 と商業地が混在する 市街地で夜間の活動 が多い領域
建物表面の 輝度の 最大許容値	0cd/m ²	5cd/m ²	10 cd/m ²	25cd/m ²
看板の輝度の 最大許容値	50cd/m ²	400cd/m ²	800cd/m ²	1000cd/m ²

★鳥取県の美しい星空を守るために★

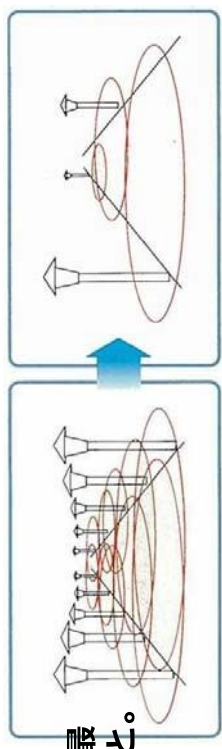


【星空保全照明基準 基本項目図解 その1（屋外照明器具）】

- **屋外照明器具に関する基準**：設置位置と照射方向について定める。
屋外照明器具とは、道路、駐車場、庭園その他の屋外の場所において必要な明るさを確保する目的で設置し、使用する照明器具。

●設置の位置

照明の目的を達成するのに必要な最小限の箇所に設置して使用すること。

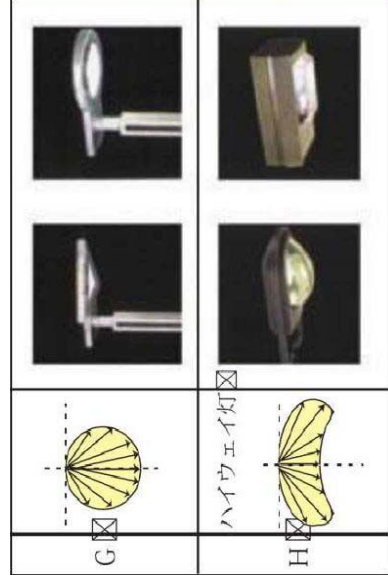


●照射の方向

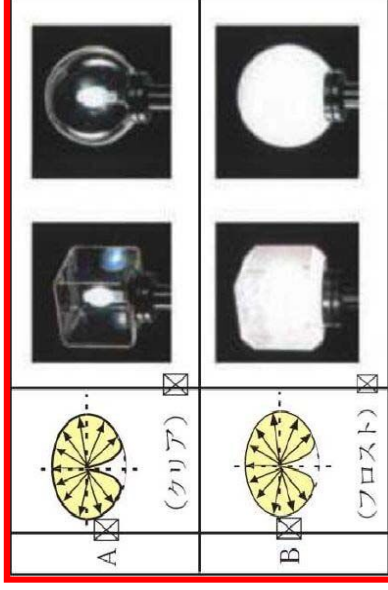
- ① 次の地域毎に、垂直に設置した場合の**上方光束比**が以下の値となる照明器具を、その数値以下となる向きに設置して使用すること。

- ・市街地・・・15%以下
- ・市街地以外の地域・・・5%以下

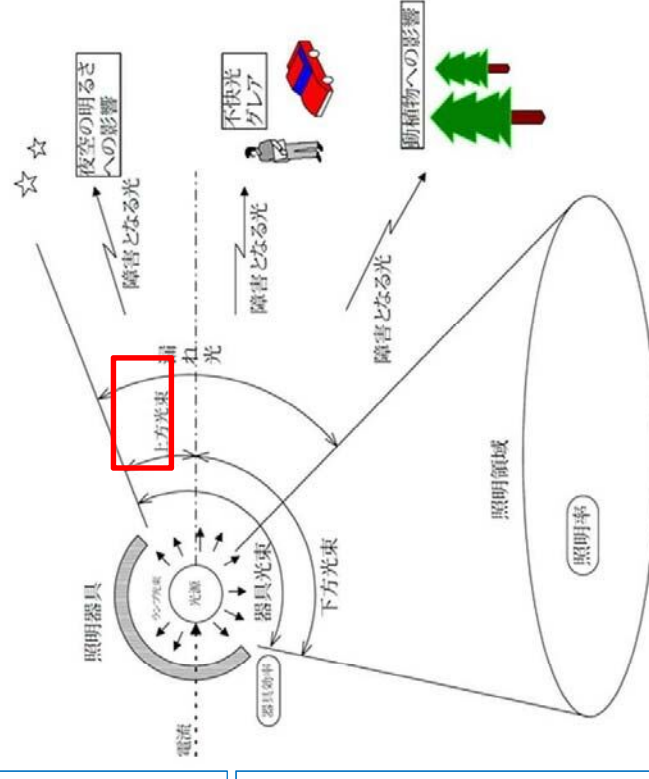
上方光束比が小さいの照明器具の例



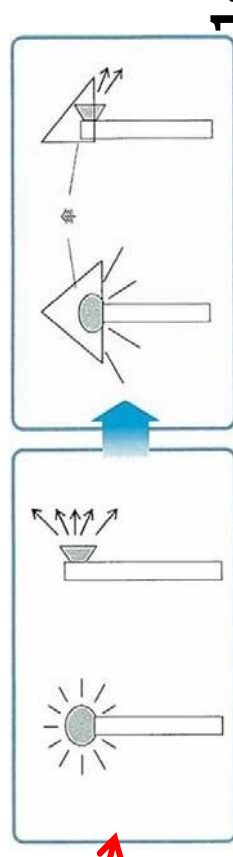
上方光束比が大きい照明器具の例



- ② ①以外の**照明器具**を設置し、使用する場合は、その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。



上方光束比：ランプから出る全光束（光量）のうち、水平よりも上方に向かう光束（光量）の割合。



★鳥取県の美しい星空を守るために★



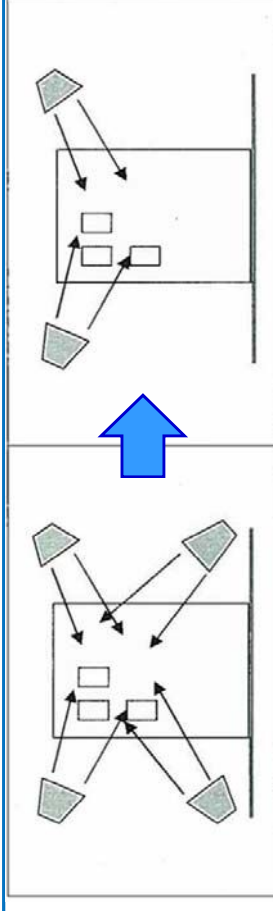
【星空保全照明基準 基本項目図解 その2（建築物等を照らす照明器具）】

■ 建築物等を照らす照明器具に関する基準：設置位置、照射方向、輝度について定める。

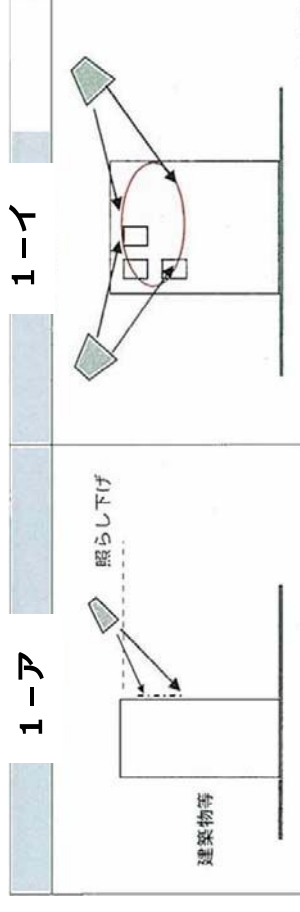
- ・ 建築物等とは、建築物、工作物その他の施設をいう。
- ・ 建築物等を照射する照明器具とは、建築物等の外観を照射する目的で設置し、使用する照明器具をいう。

● 設置の位置

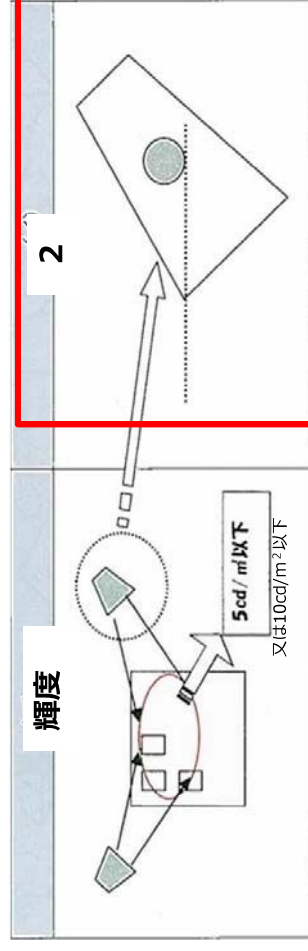
必要最小限の箇所に設置して使用すること。



● 照射の方向、輝度



2 その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。



照射される建築物等の表面の輝度は、次の地域ごとにそれぞれに定める数値以下とする。

ア 市街地 10カンデラ毎平方メートル (cd/m^2)

イ 市街地以外の地域 5カンデラ毎平方メートル (cd/m^2)

★鳥取県の美しい星空を守るために★

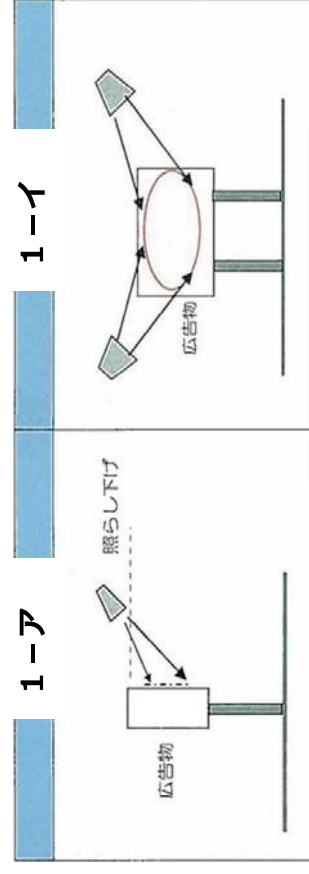


【星空保全照明基準 基本項目図解 その3（広告物照明器具）】

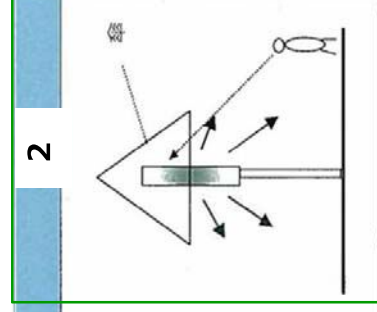
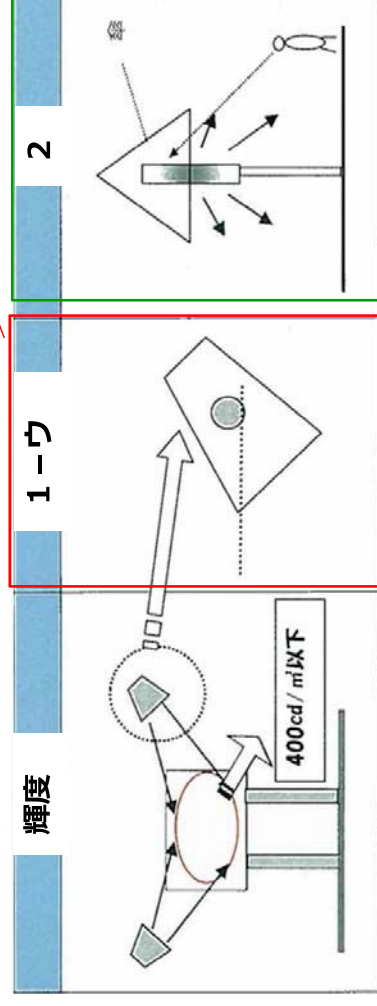
■ 広告物照明器具に関する基準：照射方向、輝度について定める。

- ・ 広告物照明器具とは、広告物の外観を照射する目的で設置・使用する照明器具、又は広告物本体若しくはその内部が発光する広告物をいう。

● 照射の方向



● 照射の方向、輝度



- 1 広告物を外部から照射する場合は、次の要件を満たすよう設置して使用すること。
 - ア 下向き照射とすること。
 - イ 広告物のみを照射すること。
 - ウ その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。

2 広告物本体が発光する場合又はその内部が発光する場合は、その縁が広告物の中心よりも低い位置となるよう広告物の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。

広告物の表面の輝度は、次の地域ごとにそれぞれに定める数値以下とする。

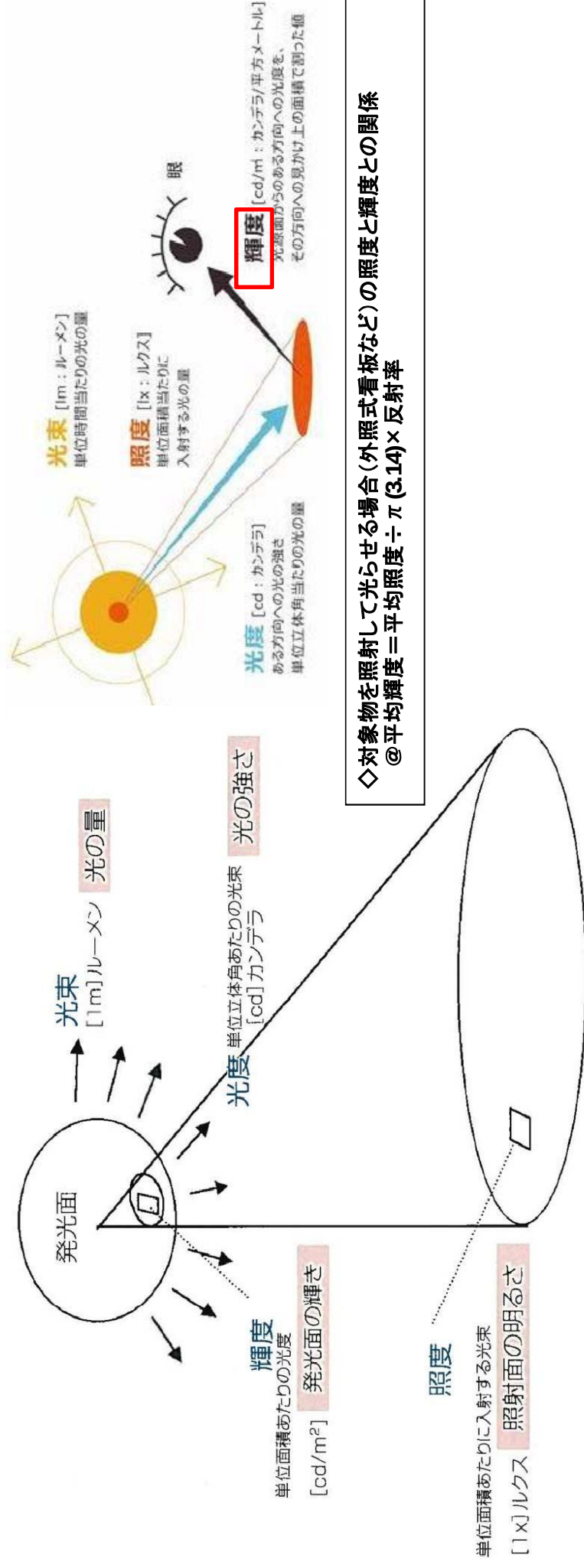
- ・ 市街地・・・800カンデラ毎平方メートル（ cd/m^2 ）
- ・ 市街地以外の地域 400カンデラ毎平方メートル（ cd/m^2 ）

★鳥取県の美しい星空を守るために★



(参考事項) 規則に定める輝度とは? ⇒より直接的に「明るさ」を表す量

■ 光束、光度、輝度、照度の関係



◆ヒトは照明や壁などを見たとき、そこから自分の目に入ってくる光を基に「明るさ」を感じる。
 照明では**照明自体が出す光**を基に、また壁などの物では、照明が壁などにあたって**反射した光**を基に「明るさ」を感じている。
 ⇒つまり、「明るさ」とは、**照明や物の輝き**のこと。これを輝きの度合いから「**輝度**」という。

★鳥取県の美しい星空を守るために★



星空保全地域内での支援制度(当初予算検討中)

- ・照明基準適合のための屋外照明器具改修等の支援

(例) 上向きに照射している看板灯の改修など

- ・住民等による星空を活用した地域振興策への支援

(例) 双眼鏡や望遠鏡等の機材貸出、

星空解説者等の斡旋、紹介など



また、今後、地域で推進される地域振興策を県としても応援していきます。

星空保全地域内での星空環境の監視・公表について

- ・夏、冬の2回行われる全国星空継続観察(スターウォッチング)を県民参加型で指定地域内において実施。



- ・結果を県のホームページで公表、経年的な星空の状況を観測していく。

目 次

第1編 はじめに

1. 「鳥取市新市域振興ビジョン」策定の趣旨 1
2. ビジョンの位置づけ・目標期間・対象地域 4

第2編 現状認識

1. 合併後10年のまちづくり 5
2. まちづくりの成果 6 ～ 8
3. 10年先をめざしたまちづくり 9
4. 地域共通の現状と課題、これからのまちづくり 10 ～14
5. 地域別の現状と課題、めざす将来像 15 ～31

国府町、福部町、河原町、用瀬町、佐治町、気高町、鹿野町、青谷町

6. 新たな施策の展開 32 ～48

第3編 夢と希望が持てる鳥取市の発展をめざして

1. 新たな時代へのまちの姿 49 ～79
2. 「鳥取市新市域振興ビジョン」の実現にあたって..... 80

参考資料

1. 地域の歴史、特性、資源 81 ～88

国府町、福部町、河原町、用瀬町、佐治町、気高町、鹿野町、青谷町

2. 地域審議会のその他の意見・提案 89 ～91
3. 用語解説 92 ～95

(本文中※印の用語を解説)

① 子育て・教育環境の充実

本町の出生数は年間約405名程度で、中学生以下の年少人口の減少が著しいことから、平成25年度には本町の念願であった佐治中学校と用瀬中学校の統合が実現し新たに千代南中学校が誕生しました。子どもたちは遠距離通学のハンデをものともせず、新たな多くの仲間との出会いの中でさらに成長してくれるものと思います。

また、施設の老朽化や園児の減少により町内の二つの保育園を統合した新しい保育園も完成し、充実した保育環境の中で園児がすくすくと育ってくれることを期待します。

② 地域医療の確保による保健、医療、福祉の連携強化

県下で有数の過疎地域である本町にとって、医療の確保は重要です。本市で唯一国民健康保険診療所（医科・歯科）が設置され、医師の派遣を受けています。国保診療所の継続と充実は安全・安心な暮らしの絶対必要条件です。

③ 交通弱者対策と交通の利便性の確保

本町の主要幹線の国道482号線や市道南岸線をはじめとする道路の危険個所の改良促進、冬期間の積雪で交通に支障をきたす恐れのある集落の融雪施設の整備改修とともに、交通弱者自動車などを運転されない方の移動手段の確保が喫緊の課題です。

④ 住環境の充実促進・定住対策

高齢化の進行が著しい本町では、買い物の不便な方弱者に対する買い物代行サービス、移動販売事業は町内の第三セクターによって運営されていますが、訪問頻度も週1回と少なく、消費者ニーズに答えられていない状況であり、事業の充実が必要です。

また、生活環境基盤では地元管理の簡易水道施設の多くは老朽化が進み、規模が小さく点在していることから早期に安定供給が可能な水道施設事業への整備が必要です。なお、定住対策として、町内の空き公共施設等を活用した若者向きの定住促進住宅等の整備も必要です。

⑤ 「5つの資源」を生かした地域振興

本町では、地域の宝である「星」「梨」「和紙」「話」「石」の「五つ」の資源を活かした地域づくりに取り組んでいます。事業の推進母体である「五しの里さじ地域協議会」は地域の元気を復活させることを目標に掲げ、田舎暮らし体験や林業体験などによる体験滞在型観光事業を積極的に推進しています。

今後、山王谷地域を拠点としてさらに都市部からの観光客等の交流人口を増加させ、地域の活性化を図るため、「たんぼり荘」や「山王谷キャンプ場」の施設改善等の検討が必要です。

また、協議会の育成支援、地域の特性を活かした新たな体験メニュー、「さじアストロパーク」を拠点とした県の星取県事業と連携した環境整備や取組、観光ツアーの企画、グリーンツーリズムの拡大、全国に誇れる佐治谷話の保存・伝承など地域一丸となった集客・交流の強化により地域振興を図ることが重要です。

⑥ 産業振興

〔農林業の振興〕

本町の農林業の現状は、**就業者の高齢化**による担い手不足の進行、農産物、木材などの安価な輸入品の増加による競争力の低下などにより不安定な経営状況です。

このため、廃園や耕作放棄地が**増加し、十分な手入れが行なわれていない山農地**が急激に増加しています。

今後は、意欲ある担い手への農地集積や農作業受託体制の拡充、荒廃地の再生・利活用、新たな特産品の開発が必要です。**飯盛山地内の耕作放棄地の利活用について検討する「飯盛山農地利活用協議会」の立ち上げは、本町全体の耕作放棄地の活用のモデルとなるもので、他の地域にも良い影響を及ぼすものと期待します。**

また、特産物（梨等）の有利販売[※]事業（インターネット、プチマルシェ[※]等）の取組、手作り梨工房をはじめとする各種加工グループの育成・支援、有害鳥獣解体処理施設の整備など過疎地域の活性化を図るため、地域の特色ある資源を活用した産業振興を進めることが重要課題です。

〔和紙産業の振興〕

本町の和紙は伝統工芸品として全国で最初に産地指定を受け、地域ブランドとして全国に発信しています。しかし、近年は外国産の和紙等に押され**販売が低迷し**、経営的に不安定な状況にあり後継者の育成も困難になっています。

今後は新たな事業展開など、**今までとは異なった**斬新な取組を行い需要の拡大を図るとともに、後継者の育成やU・J・Iターン[※]による新たな人材を受け入れ、青谷町と協同で全国級のイベントを開催するなど因州和紙の認知度を高め、和紙の利用拡大に努める必要があります。

●めざす将来像

五つのし（資）源を活かした、「いいさじかげん」のまちづくり

恵まれた自然環境を有する本町は、居住の場としてはもとより、農林業の生産の場や体験の場、自立した地域コミュニティを維持するための定住の促進や農林業の生産力の強化、地域の大部分を占める山林や農用地が有する水源かん養[※]などの機能維持・保全など、多くの重要な地域的使命と役割を担っています。

本町の将来像として「5し」の地域資源と地域特性を活かし、地域の伝統や文化、歴史が未来の世代へと引き継がれるよう、地域振興を目的として住民と行政が協働のまちづくりに積極的に取り組み、一人ひとりが健康でいきいきと輝き、自然環境や地域の個性がきらめき、将来においても安全・安心で快適に暮らせるさまざまな生活環境が整ったまちの実現をめざします。

全体工程表 (仮)

：福部・佐治地域工程

：河原・用瀬地域工程

[illegible]

鳥取市地域内情報 伝達設備整備事業補助金

地域社会では、過疎化、少子化、高齢化等の課題を抱えており、住民相互の助け合いによる安心・安全確保や、地域の活性化がこれまで以上に求められています。

本市では、平成29年度より地域コミュニティ活動を円滑に行うために、町内会、集落、自治会（以下「町内会等」）の連絡など、身近な情報を伝達する情報伝達設備の整備にかかる経費について一部助成します。

《補助事業内容》

補助対象事業	補助対象経費	補助率	上限補助額
(1) 音声告知専用 端末機器設置事業	音声告知専用端末機器の購入費及び これらの設置に要する標準的工事費から <u>10,000円を差し引いた経費</u> ↓ 利用者の負担額は1世帯当たり 10,000円となります	10分の10	1 町内会等につき、音声告知専用 端末機器等を購入設置した世帯 数に次の額を乗じた額 (1) 日本海ケーブルネットワークエ リアの場合 19,160円 (2) いなびぴょんぴょんネットエリ アの場合 36,980円
(2) 有線放送設備 設置事業	スピーカー、放送卓、アンプ、ケーブル、 マイク、ポール、非常用電源等の設備の設 置経費等	2分の1	1町内会等につき 2,500,000円
(3) 地域無線シス テム設置事業	戸別受信機、放送卓、アンプ、アンテナ、 マイク、非常用電源等の設備の設置経費 等	2分の1	1町内会等につき 2,500,000円

《補助対象者》

鳥取市自治連合会に加盟する町内会等。

ただし、新規で地域内情報伝達設備を整備する町内会等については自治会加入世帯の8割以上の世帯が本事業に取り組むことが必要です。

※ 複数の町内会等で構成する組織でも可能です。

《事業実施期間》

平成29年4月1日から平成35年3月31日まで

《その他》

本補助金の利用は、期間内に1回限りとします。

ただし、「音声告知専用端末機器設置事業」に関して、
利用後に新規設置者が出た場合は、この限りではありません。

補助受付開始スケジュール(案)

平成29年度から	鳥取地域・国府・青谷
平成30年度から	気高・鹿野
平成31年度から	福部・佐治
平成32年度から	河原・用瀬
平成33年度から	

※現時点での計画であり変更になることがあります。

《問い合わせ先》

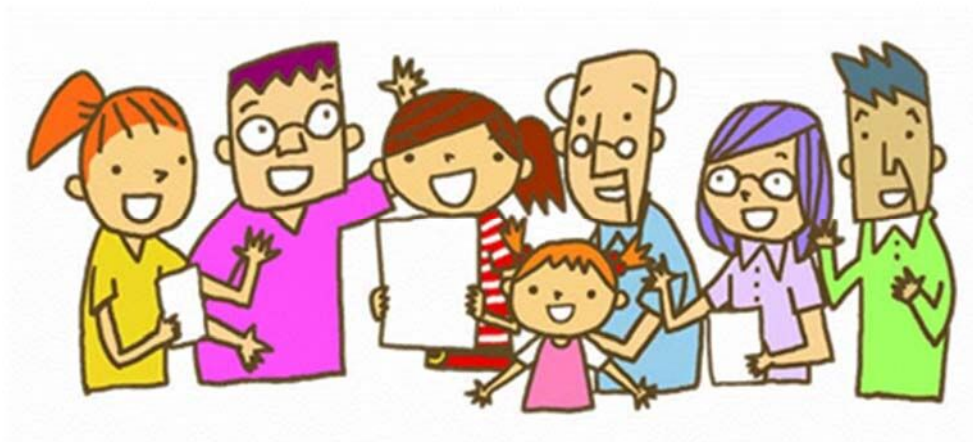
◇鳥取地域・・・企画推進部 地域振興局 協働推進課 コミュニティ支援係
〒680-8571 鳥取市尚徳町 116 【市役所本庁舎3階】
電話：(0857) 20-3171

◇新 市 域・・・各総合支所 地域振興課

- ・国府 〒680-0197 鳥取市国府町宮下 1221 電話：(0857) 39-0555
- ・福部 〒689-0102 鳥取市福部町細川 668 電話：(0857) 75-2811
- ・河原 〒680-1221 鳥取市河原町渡一木 277 電話：(0858) 76-3111
- ・用瀬 〒689-1201 鳥取市用瀬町用瀬 832 電話：(0858) 87-2111
- ・佐治 〒689-1313 鳥取市佐治町加瀬木 2519-3 電話：(0858) 88-0211
- ・気高 〒689-0331 鳥取市気高町浜村 282-1 電話：(0857) 82-0011
- ・鹿野 〒689-0405 鳥取市鹿野町鹿野 1517 電話：(0857) 84-2011
- ・青谷 〒689-0592 鳥取市青谷町青谷 667 電話：(0857) 85-0011

◇各ケーブルテレビ事業者

- ・日本海ケーブルネットワーク(株) 営業推進部 電話：(0857) 21-2255
- ・いなばぴょんぴょんネット 業務部 電話：(0857) 22-6111



地域内情報伝達設備のメリット・デメリット

	音声告知専用端末機器	有線放送設備	地域無線システム
概要	CATV事業者の行うサービスのひとつで、CATV網を利用した音声による情報提供機器	町内会内の各戸を有線ケーブルで接続し音声放送を行うもの	無線通信を用いて町内会内の戸別放送を行うもの
メリット	・エリアを区分けして放送することができます (町内会内だけでなく、状況に応じて学校区や地区単位・支所単位等のグループ設定を行うことで広域での放送も可能) ・放送する情報は電話で音声録音するため専用発信機器を設置する必要はありません ・放送を録音して聞くことができます ・伝送路のメンテナンスの必要がありません (CATV事業者が提供するサービスのため) ・設置費用が3つの設備の中で最も安価です	・CATVに加入する必要はありません ・他の地域と混信することはありません ・ケーブルを延長することで放送エリアを拡大できます ・設備が単純であるため、断線等の修理は比較的簡単です ・従来から使われている設備であるため、多くの電気事業者が対応できます	・CATVに加入する必要はありません ・ケーブル等の固定的な伝送設備は必要ありません ・設置した後でも機器の移動が容易です ・エリアを区分けして放送することができます ・放送を録音して聞くことができます
デメリット	・CATVに加入することが前提です ・同時刻に放送できる区域数に限りがあります (混み合った場合は、順番待ちになる) ・毎月108円(税込)の利用料が必要です	・ケーブルなど伝送路の保守・管理が必要です ・機器を設置した後に再度移動する場合はケーブルの再配線が必要になります ・新規設置の場合約50世帯で250万円程度の費用が必要です (線の延長等によって金額が変わります) ・風雪・地震等の災害で断線する場合があります	・業者による、電波の到達状況や混信の有無の事前調査が必要になります ・地形等の影響を受けやすいので、特に山間部では聞こえる範囲が狭まる可能性があります (出力の弱い無線電波を使うため) ・新規設置の場合約50世帯で300万円程度の費用が必要です (地域の実情(地形・面積等)によって金額が変わります) ・有線放送設備に比べて対応できる業者が少ないと思われます